

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則……………(福祉局子供・子育て支援部育成支援課)……………一

### 告示

○特定計量器定期検査の実施……………(生活文化スポーツ局計量検定所検査課)……………一

○建築基準法による道路の指定の取消し……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………一

○東京都環境影響評価条例による見解書……………(環境局総務部環境政策課)……………二

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………六

### 告示(選)

○個人、政党及び政党等演説会場の指定……………六

### 告示(公)

○警察署協議会委員の委嘱……………七

### 告示(労)

○地方公営企業等の労働関係に関する法律による労働組合について、職員のうち労働組合法に規定する者の範囲……………七

### 公告

○開発行為に関する工事完了……………  
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………七  
雑報  
○令和四年度決算の要旨……………(東京都職員共済組合)……………七

### 規則

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和五年七月七日  
東京都知事 小池百合子

### 東京都規則第百十八号

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則(昭和三十九年東京都規則第三百二十号)の一部を次のように改正する。  
第四条第五号の表生活資金の項3の次に次のように加える。

- 4 令第三条第七号又は令第三十一条第七号の資金について貸付けを受けようとする場合は、令第三条第七号又は令第三十一条第七号に規定する要件に該当することが確認できる書類

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都母子及び父子福祉資金貸付規則第四条第五号の表の規定は、令和五年四月一日から適用する。

### 告示

### 東京都告示第百十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。  
令和五年七月七日  
東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 台東区及び練馬区

二 検査対象 非自動車はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動車はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和五年八月七日から同年九月八日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会  
の名称

### 東京都告示第百二十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定を次のとおり取り消した。  
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

令和五年七月七日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による道路

令和五年六月二十日

(一) 次に掲げる地番の全部

延長 七九七九・一四  
稲城市坂浜 幅員  
三丁目四番百〇・〇〇  
六十九、同番百七十、同番百七十二から同番百七十九まで、同番百八十一から同番百八十三まで、同番百八十六、同番百九十六、坂浜四丁目四番一、同番三から同番五まで、同番七から同番十まで、同番十二から同番十七まで、同番二十二、同番二十四から同番四十一まで、同番四十三、同番四十四、同番四十六、同番四十七、同番四十九、坂浜五丁目

目四番十三及び同番三十六(二) 次に掲げる地番の一部

稲城市坂浜 三丁目四番百七十一、同番四十四、同番四十九、同番五十、十六番六、十七番十二、坂浜四丁目四番六、同番十一、同番四十二、同番七十二、六番五、三十五番一、同番四及び三十六番十五

●東京都告示第八百二十一号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、南小岩七丁目駅前地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年七月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

南小岩七丁目地区市街地再開発準備組合  
理事長 板倉 浩

江戸川区西小岩一丁目十九番二十九号  
二 対象事業の名称及び種類  
南小岩七丁目駅前地区第一種市街地再開発事業  
高層建築物の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、江戸川区南小岩七丁目に位置する約一・五ヘクタールの事業区域において、集合住宅、商業施設、公益施設、保育所、駐車場、駐輪場等を新築し、複合的な市街地を形成するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見はなく、事業段階関係区長からの意見が二件あった。  
事業者は意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

令和五年七月七日から同月二十六日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

- ア 江戸川区環境部環境課
- イ 江戸川区中央二丁目四番一号
- ウ 葛飾区環境部環境課
- エ 葛飾区立石五丁目十三番一号
- オ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁  
舎十九階

工 東京都多摩環境事務所管理課  
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎  
三階

別記 (原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要  
環境影響評価書案について提出された都民の意見書及び事業者段階関係区長の意見の件数は、表1に示すとおりであり、都民の意見書が0件、事業者段階関係区長の意見が2件である。

表1 意見等の件数

意見等	件数
都民の意見書	0
事業者段階関係区長の意見	2
合計	2

1.1 都民の主な意見及び事業者の見解の概要

環境影響評価書案について、都民の意見書は提出されなかった。

1.2 事業者段階関係区長の主な意見及び事業者の見解の概要

環境影響評価書案について提出された事業者段階関係区長である江戸川区長・葛飾区長の主な意見及び事業者の見解の概要は、表2～表3に示すとおりである。なお、意見は全文を記載している。

表2(1) 江戸川区長の意見及び事業者の見解

項目	江戸川区長の意見	事業者の見解
全体項目	1. 環境影響評価の手続きや事業実施にあたっては、地域住民の意見を十分に尊重すると共に、区及び関係機関と十分に協議し、環境保全対策に万全に期されたい。	1. 事業の実施にあたっては、地域住民の皆様のご意見の受入窓口を明らかにし、頂いたご意見を十分に尊重するとともに、各関係機関とも十分に協議を適宜実施するなど周辺環境の保全には万全を期すると致します。
	2. 事業期間が長期にわたるため、周辺住民の生活への影響も配慮し、適宜、住民、区及び関係機関に十分に説明をする等、理解と協力が得られるよう努められたらいい。	2. 工事の実施に際しては、周辺にお住まいの皆様様の生活環境に十分に配慮するとともに、工事予定等については住民の皆様や各関係機関に事前周知のうえ十分に説明し、「ご理解とご協力を頂けるよう努めます」。
	3. 計画地の近隣には、住宅が多く、計画地付近を通行する方も非常に多いため、安全に十分配慮した対応をされたい。特に工事車両、関連車両の走行経路と出入口の安全対策、渋滞防止対策の詳細については、交通管理者及び道路管理者等の関係機関との協議を引き続き十分に実施されたい。	3. 計画地周辺の交通安全に十分配慮するとともに、工事用車両の走行経路の分岐や荷崩き車両の台数削減に努め、走行経路及び出入口の安全対策及び渋滞防止に努めます。特に工事用車両の出入口については交通安全対策を適切に配置致します。また、交通安全対策の詳細については、交通管理者及び道路管理者等の関係機関と十分に協議を行います。
	4. 予測・評価項目として選定されていない項目についても、関係法令を遵守し、適切に管理されたい。また、事業の進捗により、環境に影響を及ぼす恐れが発生した場合、評価項目として選定する等、速やかに対応されたい。	4. 事業の実施にあたっては、予測・評価を行わなかった事項についても各種関係法令等を遵守致します。また、事業の進捗により、新たに環境影響を及ぼす恐れがあると考えられる事象が発生した場合には、速やかにその影響の低減・回避等に努めます。
	5. 近隣住民などからの問い合わせや要望があった場合には、誠意を持って対応するよう努められたらいい。	5. 近隣住民の皆様からの問い合わせや要望については対応窓口を設ける等、誠意を持って対応致します。
	6. 各関係法令に基づく協議や手続きについて適切な時期に行われたい。	6. 各種関係法令に基づく協議や手続きについては、適切に実施致します。
大気汚染	1. 工事の施工中における工事用車両の走行に伴い発生する排出ガスによる大気への影響については、環境基準内ではあるが、周辺住民の理解と協力を得られるよう、一層の低減に努められたらいい。	1. 工事用車両の走行に際しては、交通が集中しないよう走行経路を分散するなど、大気汚染物質の排出の低減に努めます。また、工事用車両の走行に伴う大気汚染を低減するため、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用します。
	2. 既存建築物等の解体工事は、法令に基づき事前に石綿含有建材の有無を調査し、石綿含有建材が存在している場合には法令に従って適切な除去作業により石綿飛散防止を徹底されたい。	2. 既存建築物等の解体工事においては、石綿含有建材の使用状況を解体工事着手前に調査し、使用が確認された場合には、関係法令等に準い解体工事による飛散防止の対策を適切に実施したうえで廃棄物処理法に基づき適切に処分致します。

表2(2) 江戸川区長の意見及び事業者の見解

項目	江戸川区長の意見	事業者の見解
騒音・振動	1. 工事の施工中における工事用車両の走行に伴い発生する騒音については、一部地点で環境基準を上回っていることから、工事用車両の走行経路の分散など環境保全のための措置を徹底し、騒音の一層の低減に努められたらいい。	1. 工事用車両の走行に際しては、規制速度を遵守し、交通が集中しないよう走行経路や走行時間を分散するなど、道路交通騒音・振動の低減に努めます。また、工事従事者の運動には、公共交通機関の利用、通勤車両の相乗り等を推奨し、可能な限り現場へ乗り入れる工事用車両台数の低減に努めます。
	2. 計画地の近隣には、住宅が多いため、騒音・振動の低減に努められたらいい。	2. 工事の実施にあたっては、工事範囲の周囲に、高さ3m程度の工事用仮囲いを設置します。また、低騒音・低振動型の建設機械や工法を選択し、建設機械の稼働台数の低減及び建設機械の分散配置に努めるとともに、待機時のアイドリングストップを徹底させます。
土壌汚染	1. 土壌汚染状況調査の結果については、速やかにか所管部署に報告すると共に、汚染が確認された場合は、拡散防止措置を講じることをご徹底されたい。	1. 土壌汚染の状況については、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づく手続き、調査を実施し、その結果を速やかに所管部署に報告致します。また、土壌汚染が確認された場合には、適切な拡散防止措置等を講じます。
	1. 工事の施工中における地下水の水位の変化については、掘削工事の影響により地盤沈下が生じる可能性があるため、水位の状況について十分な監視をし、状況に応じて適切な工法を検討されたい。	1. 掘削工事においては、ソールセメント柱列壁(SMW)工法を採用し、地下水の漏れを抑え計画地周辺の地下水の水位低下と地盤沈下を防止致します。また、安全性を考慮し必要に応じて地下水低下工法を採用する予定ですが、その揚水量は必要最小限量とし、揚水した地下水は、必要に応じてリチャージ工法(復水工法)により地盤へ還元します。併せて、工事の施行中は観測井戸を設置して地盤及び地下水の水位の状況について掘削工着手前から継続的に観測を実施するなど十分な監視を行います。
水循環	1. 工事の完了後における計画地近隣を走行する車両の増加に伴い発生する排出ガスによる大気への影響については、環境基準内ではあるが、工事完了後、実際に走行する車両の数の推移にも留意されたい。	1. 関連車両の走行に際しては、集中納品や積載率の向上に努め、走行ルートや走行時間帯の分散化など荷動き車両等の管理用車両の効率的な運用により車両台数の削減を図るとともに、規制速度遵守の徹底や、周辺道路の混雑状況に配慮した運行計画を策定致します。
	1. 工事の完了後における計画地近隣を走行する車両の増加に伴い発生する騒音については、一部地点で環境基準を上回っていることから、走行経路の分散など環境保全のための措置を徹底し、騒音の一層の低減に努められたらいい。	1. 関連車両の走行に際しては、集中納品や積載率の向上に努め、走行ルートや走行時間帯の分散化など荷動き車両等の管理用車両の効率的な運用により車両台数の削減を図るとともに、規制速度遵守の徹底や、周辺道路の混雑状況に配慮した運行計画を策定致します。
騒音・振動	1. 工事の完了後に設置される設備機器等から発生する低周波音については、十分に予測と対策を考慮されたい。	2. 低周波音の影響が想定される設備機器等は、屋外に設置する場合は、地上への影響が少なく高層階に設置することやルーバー等による遮蔽対策を実施し、また、可能な範囲で屋内に設置することで、低周波音の影響が生じないような計画と致します。
	2. 騒音・振動	2. 騒音・振動

表2(3) 江戸川区長の意見及び事業者の見解

項目	江戸川区長の意見	事業者の見解
水循環	1. 工事後における地下構造物等の存在に伴い地盤沈下の可能性があるため、山留等の構造物の設置の場所及び範囲は十分に考慮されたい。	1. 山留壁の掘入れの深さについては、今後詳細なボーリング調査を行い、適切な深さについて検討を行います。併せて、工事の施行中は観測井戸を設置して地盤及び地下水の水位の状況について掘削工事着手前から継続的に観測を実施するなど十分な監視を行います。
電波障害	1. 影響の予測の範囲外であっても、本事業が原因として認められる電波障害を生じた場合については、適切かつ速やかに対策を講じられたい。	1. 本事業の実施にあたっては、地上躯体が立ち上がる前から住民等からの問合せ窓口を明確にし、本事業に起因するテレビ電波の受信障害に関する申出があった場合は、迅速かつ適切な対応を行います。 計画建築物によるテレビ電波の受信障害が発生した場合には、ケーブリング等の適切な受信障害対策を講じることと致します。 また、受信障害が発生すると予測した地域以外において計画建築物による受信障害が明らかとなった場合には、受信状況に応じて適切な対策を実施します。 なお、他の建築物との複合障害により受信障害が発生した場合、本計画に起因するものと明らかにした場合については、地域の状況を考慮し、必要に応じて他の建築物の建築主と協議を行い、適切な措置を講じます。
風景	1. 圧迫感の軽減については、高層棟の色彩計画で分散化を図るなど、建物のデザインによる軽減に努められたい。	1. 圧迫感の軽減を図るため、計画建築物を敷地境界から後退して配置し、植栽により歩行者の視野を和らげる計画です。今後、計画建築物の形態や色彩を含む意匠の検討を行い、圧迫感の軽減に努めてまいります。
温室効果ガス	1. 本区の温室効果ガスの排出削減目標は、2030年で△50%、2050年までにカーボンニュートンである。目標達成のため本事業において一層の温室効果ガス排出削減に努められたい。	1. 本事業では、空冷ヒートポンプチャiller等の高効率機器の採用や、空調換気・照明設備システムを高効率化することで省エネルギー化を図る計画です。今後、計画建築物の詳細検討にあたっては、より一層の温室効果ガス排出削減に努めてまいります。

工事の完了後

表3 葛飾区長の意見及び事業者の見解

項目	葛飾区長の意見	事業者の見解
(1) 全般事項	ア. 当該事業の実施にあたっては、法令に基づき手続等の遵守を徹底するとともに、地域住民の意見を十分に尊重し、区および関係機関との協議を重ねながら、環境保全対策に万全を期されたい。	ア. 事業の実施にあたっては、地域住民の皆様のご意見の受入窓口を明らかにし、頂いたご意見を十分に尊重するとともに、各関係機関とも十分な協議を適宜実施するなど周辺環境の保全には万全を期することと致します。
(2) 電波障害	ア. 建築紛争の予防の観点から、中高層建築物の建築によって電波障害等の影響が生じる場合には、適切かつ速やかに対策を講じられたい。	ア. 本事業の実施にあたっては、地上躯体が立ち上がる前から住民等からの問合せ窓口を明確にし、本事業に起因するテレビ電波の受信障害に関する申出があった場合は、迅速かつ適切な対応を行います。 計画建築物によるテレビ電波の受信障害が発生した場合については、ケーブリング等の適切な受信障害対策を講じることと致します。 また、受信障害が発生すると予測した地域以外において計画建築物による受信障害が明らかとなった場合には、地域の状況を考慮し、必要に応じて他の建築物の建築主と協議を行い、適切な措置を講じます。

●東京都告示第八百二十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい  
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年七月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区北小  
岩二丁目地内）

（「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改  
善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十  
九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有  
害物質の種類 鉛及びその化合物

●東京都告示第八百二十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい  
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年七月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（葛飾区細田三

丁目地内）

（「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改  
善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十  
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準  
に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、  
一・二・ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、鉛  
及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及び  
その化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有  
害物質の種類 鉛及びその化合物

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第七十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」とい  
う。）第六十一条第一項第三号の規定に基づき、次の施  
設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演  
説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催でき  
る施設として指定した旨、法第六十一条第三項の規定に  
より報告があった。

令和五年七月七日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和5年6月22日	墨田区選挙管理委員会	社会福祉会館	墨田区東墨田二丁目7番1号

告示(公)

●東京都公安委員会告示第242号

警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第3項の規定により、令和5年6月16日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

令和5年7月7日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

警察署協議会名

氏名

警視庁丸の内警察署協議会

保土田 大介

告示(労)

●東京都労働委員会告示第三号

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条第一号に規定する者の範囲を認定したので、次のとおり告示する。

令和五年七月七日

東京都労働委員会

一 地方公営企業の名称 東京都下水道局

二 労働組合の名称 (一) 全水道東京水道労働組合 (二) 東京水道労働組合

三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所

本局

労働組合法第二条第一号に規定する者

次長、技監及び理事

部長及び担当部長

課長、担当課長及び専門課長

総務部総務課課長代理(秘書担当)、課長代理(秘書事務担当)、課長代理(庶務担当)、課長代理(文書担当)、課長代理(法務担当)及び課長代理(調整担当)

総務部企画調整課課長代理(企画担当)

総務部理財課課長代理(財務担当)、課長代理(財政調査担当)、課長代理(予算担当)、課長代理(経営管理担当)及び課長代理(政策連携団体担当)

職員部人事課課長代理(庶務担当)、課長代理(人事担当)、課長代理(人事制度担当)、課長代理(服務指導担当)及び課長代理(コンプライアンス推進担当)

職員部労務課課長代理(労務担当)

本部長、部長、課長及び担当課長

流域下水道本部

流域下水道本部水再生センター

下水道事務所

水再生センター(森ヶ崎水再生センターを除く。)

森ヶ崎水再生センター

所長、次長及び担当課長

所長、副所長及び課長

センター長

所長、副所長及び課長

センター長

所長、次長及び担当課長

所長、副所長及び課長

センター長

所長、副所長及び課長

センター長

所長、次長及び担当課長

公告

基幹施設再構築事務所

所長、副所長、課長及び担当課長

四 認定年月日 令和五年五月二十三日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年七月七日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 住所及び氏名

小平市花小金井三丁目百五十番一 新宿区西新宿二丁目六番一

新宿住友ビル三十一階 アグレ都市デザイン株式会社

代表取締役 大林 竜一

清瀬市中清戸四丁目九百二十五番四の一部、同番四地先及び九百三十一番三十二

練馬区石神井町二丁目二十六番十一号 一建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美

雑報

令和四年度決算の要旨について

東京都職員共済組合定款(昭和三十七年十二月一日公告)第四十八条の規定に基づき、令和四年度決算要旨を次のとおり公告する。

令和五年七月七日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

一 組合に属する地方公共団体の数

東京都・特別区(二十三区)・一部事務組合(四組合)  
・広域連合(二団体)・地方独立行政法人(三団体)  
計三十二団体

二 組合員数、標準報酬の月額及び被扶養者数

組合員数 一六三、〇二五人

標準報酬の月額

長期 五七、〇九一、七一〇、〇〇〇円

(組合員一人当たり四四三、四六二円)

短期 六六、八三七、四二八、〇〇〇円

(組合員一人当たり四一六、〇五四円)

保健 六五、四七五、三〇二、〇〇〇円

(組合員一人当たり四〇六、二三五円)

被扶養者数 九八、三九五五人

(組合員一人当たり〇・六〇人)

三 組合の役員数

理事長 一人

理事 七人

監事 三人

四 各経理単位別の損益計算書及び貸借対照表の概況は、別表一及び別表二のとおりである。



別表1 経理別損益計算書

自 令和 4年 4月 1日  
至 令和 5年 3月 31日

区分	総額				短期経理	厚生年金保険経理	退職等年金経理	経過的長期経理	業務経理	保健経理	宿泊(保養)経理	宿泊(会館)経理	貸付経理	基礎年金支払経理
	子算額(A)	決算額(B)	比較増△減(B)-△(A)	執行率(B)/(A)										
総額	975,080,949,000	972,416,668,823	△ 2,664,280,177	99.7	87,744,345,702	603,013,747,854	91,915,773,200	176,455,765,418	2,285,338,895	4,275,342,431	88,891,089	1,292,959,332	195,129,045	5,149,375,857
経常収益	512,071,786,000	509,107,558,666	△ 2,964,227,434	99.4	81,290,699,546	391,947,478,261	13,337,680,918	10,720,291,529	1,458,413,402	4,275,144,587	49,962,089	747,188,332	195,129,045	5,149,375,857
(事業収益)	492,277,084,000	486,867,195,234	△ 5,409,888,766	98.9	81,181,624,114	380,006,102,019	13,028,291,647	1,095,420,914	1,455,184,584	4,069,355,632	32,035,847	735,876,676	114,427,944	5,149,375,857
短期負担金	35,718,601,000	34,985,665,332	△ 732,935,668	97.9	34,985,665,332	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護負担金	5,421,825,000	5,281,288,892	△ 140,536,108	97.4	5,281,288,892	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護負担金	140,986,737,000	139,000,126,883	△ 1,986,610,117	98.6	0	128,336,756,688	6,511,050,160	1,086,576,557	1,434,319,000	1,631,424,478	0	0	0	0
短期掛金	35,649,876,000	34,961,445,538	△ 688,430,462	98.1	34,961,445,538	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護掛金	5,421,825,000	5,286,544,081	△ 135,280,919	97.5	5,286,544,081	0	0	0	0	0	0	0	0	0
組合員保険料	80,229,912,000	79,488,125,068	△ 741,786,932	99.1	0	79,488,125,068	0	0	0	0	0	0	0	0
掛金	8,240,661,000	8,150,432,252	△ 90,228,748	98.9	0	0	6,517,241,487	0	0	1,633,190,765	0	0	0	0
短期任意継続掛金	415,294,000	565,896,895	150,602,895	136.3	565,896,895	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護任意継続掛金	75,357,000	68,870,274	△ 6,486,726	91.4	68,870,274	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の事業収益	180,116,996,000	179,078,799,819	△ 1,038,196,181	99.4	31,912,902	172,181,220,263	0	8,844,357	20,865,584	804,740,389	32,035,847	735,876,676	114,427,944	5,149,375,857
(補助金等収入)	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(引当金戻入)	4,013,000	3,330,485	△ 682,515	83.0	0	0	0	0	0	720,619	199,977	2,409,899	0	0
(運用収入)	19,410,380,000	21,875,636,128	2,465,256,128	112.7	0	11,941,376,242	309,389,271	9,624,870,615	0	0	0	0	0	0
利息及び配当金	103,864,000	81,314,710	△ 22,549,290	78.3	0	0	0	81,314,710	0	0	0	0	0	0
その他の運用収入	19,306,516,000	21,794,321,418	2,487,805,418	112.9	0	11,941,376,242	309,389,271	9,543,555,905	0	0	0	0	0	0
(事業外収益)	380,309,000	361,196,719	△ 19,112,281	95.0	49,075,432	0	0	0	228,818	205,068,336	16,726,265	9,396,767	80,701,101	0
短期利息及び短期配当金	1,236,000	24,406,190	23,170,190	1,974.6	24,406,190	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利息及び配当金	326,690,000	297,486,684	△ 29,203,316	91.1	0	0	0	0	0	205,068,336	16,726,265	9,396,767	66,299,816	0
その他の事業外収益	52,383,000	39,303,845	△ 13,079,155	75.0	24,669,242	0	0	0	228,818	4,500	0	0	14,401,285	0
繰入金	1,187,238,000	1,415,629,022	228,391,022	119.2	0	0	0	0	829,924,022	0	39,929,000	545,776,000	0	0
前年度繰越支払準備金	6,427,023,000	6,343,404,243	△ 83,618,757	98.7	6,343,404,243	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰越組合積立金	455,365,916,000	455,367,871,653	1,955,653	100.0	0	211,055,205,567	78,577,309,286	165,735,386,800	0	0	0	0	0	0
特別利益	28,986,000	182,405,339	153,419,339	629.3	170,241,913	11,064,026	782,996	117,089	1,471	197,844	0	0	0	0
前期損益修正益	28,986,000	182,405,339	153,419,339	629.3	170,241,913	11,064,026	782,996	117,089	1,471	197,844	0	0	0	0

区 分	額				短期 経 理	厚生年金保険経理	退職等年金経理	経過的長期経理	業 務 経 理	保 健 経 理	宿泊（保養） 経 理	宿泊（会館） 経 理	貸 付 経 理	基 礎 年 金 支 払 経 理
	予算額(A)	決算額(B)	比較増△減(A)-(B)	執行率 (B)/(A)										
総 額	979,339,285,000	974,726,024,388	△4,613,260,612	99.5	90,407,346,019	603,013,747,854	91,915,773,200	176,455,765,418	2,206,208,051	3,925,756,216	227,868,430	1,269,412,507	154,770,836	5,149,375,857
経 常 費 用 (事業費用)	516,754,763,000	511,234,833,665	△5,519,929,235	98.9	82,799,419,322	387,556,778,526	827,534,964	27,825,155,830	2,206,208,051	3,220,685,136	225,492,739	1,269,412,504	154,770,836	5,149,375,857
職 員 給 与 一 般 事 業 費	516,749,890,000	511,231,140,068	△5,518,749,932	98.9	82,799,419,322	387,556,778,526	827,534,964	27,825,155,830	2,205,951,251	3,220,199,869	225,194,751	1,266,758,862	154,770,836	5,149,375,857
支 払 利 息	188,284,000	122,486,276	△65,777,724	65.1	0	0	0	0	64,272,484	54,796,517	1,206,690	1,283,873	926,712	0
減 価 償 却 費 (引当金繰入)	516,273,999,000	510,830,503,338	△5,443,495,662	98.9	82,799,419,322	387,556,778,526	827,534,964	27,825,155,830	2,141,656,987	3,135,444,739	150,857,026	1,090,435,963	153,844,124	5,149,375,857
(事業外費用)	500,000	0	△500,000	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰 入 金	287,127,000	278,150,454	8,976,546	96.9	0	0	0	0	21,780	29,958,613	73,131,035	175,039,026	0	0
繰 入 金	4,873,000	3,436,897	△1,436,103	70.5	0	0	0	0	0	485,267	297,988	2,653,642	0	0
繰 入 金	0	256,800	△256,800	-	0	0	0	0	256,800	0	0	0	0	0
繰 入 金	1,187,238,000	1,415,629,022	△228,391,022	119.2	249,655,022	363,881,000	180,000,000	36,388,000	0	585,705,000	0	0	0	0
次年度繰越支払準備金	7,615,596,000	7,350,161,488	△265,434,512	96.5	7,350,161,488	0	0	0	0	0	0	0	0	0
次年度繰越組合積立金	453,753,802,000	454,579,831,021	△826,029,021	100.2	0	215,078,500,720	90,907,111,114	148,594,219,187	0	0	0	0	0	0
特 別 損 失	27,886,000	145,569,092	△117,683,092	522.0	8,110,187	14,587,608	1,127,122	2,401	0	119,366,080	2,375,691	3	0	0
前期損益修正損	20,886,000	145,569,085	△124,683,085	697.0	8,110,187	14,587,608	1,127,122	2,401	0	119,366,076	2,375,691	0	0	0
固定資産売却損	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産除却損	7,000,000	7	△6,999,993	0.0	0	0	0	0	0	4	0	3	0	0
差引利益金又は△損失金	△4,258,336,000	△2,309,355,565	-	-	△2,663,000,317	0	0	0	79,130,844	349,586,215	△138,977,341	23,546,825	40,358,209	0

別表2 経理別貸借対照表

令和5年3月31日現在

区分	総額		比較増△減(A)-(B) 円	前年度対比 (A)/(B) %	短期経理 円	厚生年金保険経理 円	退職等年金経理 円	経過的長期経理 円	業務経理 円	保健経理 円	宿泊(保養)経理 円	宿泊(会館)経理 円	貸付経理 円	基礎年金 円
	本年度決算額(A) 円	前年度決算額(B) 円												
資産	589,605,572,489	590,063,574,079	△458,001,590	99.9	52,547,966,314	216,304,179,060	90,907,112,858	149,356,626,036	1,696,832,106	35,572,329,322	5,035,677,297	9,755,096,474	28,429,753,022	0
流動資産	146,149,100,979	153,750,651,163	△7,601,550,184	95.1	52,547,966,314	56,079,910,688	2,144,067,170	10,380,101,374	1,696,639,520	4,253,039,881	1,637,342,820	3,919,767,449	13,490,265,763	0
固定資産	443,456,471,510	436,312,922,916	7,143,548,594	101.6	0	160,224,268,372	88,763,045,688	138,976,524,662	192,586	31,319,289,441	3,398,334,477	5,835,329,025	14,939,487,259	0
(有形固定資産)	6,319,998,870	6,253,761,184	66,237,686	101.1	0	0	0	0	192,586	340,227,409	1,505,745,025	4,473,833,850	0	0
建物	5,508,529,678	5,387,657,127	120,872,551	102.2	0	0	0	0	0	11,647,791	1,127,215,649	4,369,666,238	0	0
土地	461,376,340	461,376,340	0	100.0	0	0	0	0	0	187,618,553	222,465,000	51,292,787	0	0
その他の有形固定資産	350,092,852	404,727,717	△54,634,865	86.5	0	0	0	0	192,586	140,961,065	156,064,376	52,874,825	0	0
(投資その他の資産)	437,136,472,640	430,059,161,732	7,077,310,908	101.6	0	160,224,268,372	88,763,045,688	138,976,524,662	0	30,979,062,032	1,892,589,452	1,361,495,175	14,939,487,259	0
組合員貸付金	6,447,180,214	10,924,721,371	△4,477,541,157	59.0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,447,180,214	0
その他の資産	430,689,292,426	419,134,440,361	11,554,852,065	102.8	0	160,224,268,372	88,763,045,688	138,976,524,662	0	30,979,062,032	1,892,589,452	1,361,495,175	8,492,307,045	0
負債及び資本	589,605,572,489	590,063,574,079	△458,001,590	99.9	52,547,966,314	216,304,179,060	90,907,112,858	149,356,626,036	1,696,832,106	35,572,329,322	5,035,677,297	9,755,096,474	28,429,753,022	0
流動負債	4,480,122,621	2,847,903,762	1,632,218,859	157.3	816,794,140	1,225,678,340	1,744	762,406,849	726,167,959	662,985,486	56,980,163	211,497,438	17,610,502	0
固定負債	7,454,479,350	6,447,303,602	1,007,175,748	115.6	7,350,161,488	0	0	0	104,317,862	0	0	0	0	0
支払準備金	7,350,161,488	6,343,404,243	1,006,757,245	115.9	7,350,161,488	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引当金	104,317,862	103,899,359	418,503	100.4	0	0	0	0	104,317,862	0	0	0	0	0
剰余金又は大損金	577,670,970,518	580,768,366,715	△3,097,396,197	99.5	44,381,010,686	215,078,500,720	90,907,111,114	148,594,219,187	866,346,285	34,909,343,836	4,978,697,134	9,543,599,036	28,412,142,520	0
資本剰余金	11,449,927,853	11,242,596,034	207,331,819	101.8	0	0	0	0	0	622,830,522	1,845,404,062	8,981,693,259	0	0
別途積立金	11,449,927,853	11,242,596,034	207,331,819	101.8	0	0	0	0	0	622,830,522	1,845,404,062	8,981,693,259	0	0
組合積立金	454,579,831,021	455,367,871,653	△788,040,632	99.8	0	215,078,500,720	90,907,111,114	148,594,219,187	0	0	0	0	0	0
利益剰余金又は大損金	111,641,211,644	114,157,899,028	△2,516,687,384	97.8	44,381,010,686	0	0	0	866,346,285	34,286,513,314	3,133,293,072	561,905,767	28,412,142,520	0
改良積立金	6,775,478,156	6,775,478,156	0	100.0	0	0	0	0	0	6,775,478,156	0	0	0	0
欠損金補てん積立金	4,576,962,234	4,448,238,858	128,723,376	102.9	3,910,977,073	0	0	0	0	17,678,115	0	223,691,693	424,615,353	0
短期積立金	40,508,732,544	43,576,633,296	△3,067,900,752	93.0	40,508,732,544	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護積立金	△38,698,931	△190,909,989	152,211,058	20.3	△38,698,931	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金	59,818,737,611	59,548,458,707	270,278,904	100.5	0	0	0	0	866,346,285	27,493,357,043	3,133,293,072	338,214,074	27,987,527,167	0

(注)有形固定資産の減価償却累計額は、本年度9,496,078,076円、前年度9,384,890,313円である。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号(代)

郵便番号  
 113-0001

